第三者機関の命令・立入検査権限と主務大臣の命令・立入検査権限について

第1論点

第三者機関の民間事業者に対する命令・立入検査権限等と事業を所管する大臣 等が有する命令・立入検査権限等との間の役割分担等をどのように整理すべき か。

番号法のみに違反する事例が発生した場合 第三者機関による権限の行使 個人情報保護法のみに違反する事例が発生した場合 主務大臣による権限の行使 複数の法令に違反する事例が発生した場合 第三者機関・主務大臣による権限の行使 役割分担等が問題となるのはの場合となる。

第2 権限が重なり得る現行法の事例

1.建設業者に対する命令・立入検査権限

国土交通大臣の命令・立入検査権限

建設業法第28条(命令)第31条(立入検査権限)

公正取引委員会の命令・立入検査権限

独占禁止法第7条等(命令) 第47条(立入検査権限)

2.銀行に対する命令・立入検査権限

内閣総理大臣の命令・立入検査権限

銀行法第26条(命令) 第25条(立入検査権限)

公正取引委員会の命令・立入検査権限

独占禁止法20条等(命令) 第47条(立入検査権限)

第3 複数の機関による権限行使の具体的事例

1.企業A(建設業者)に対する処分

《概要》

公正取引委員会が企業Aに対し、独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止) を理由に排除措置命令を発出。企業Aの監督官庁である国土交通省は、独占禁止 法第3条違反が建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するとし、建設 業法に基づき営業停止命令を発出。

2.企業B(銀行)に対する処分

《概要》

公正取引委員会が企業Bに対し、独占禁止法第19条違反(不公正な取引方法の禁止)を理由に勧告を実施。企業Bの監督官庁である金融庁は、公正取引委員会による法令違反の指摘にかかる事実等から、経営管理態勢等について重大な問題が認められるとし、銀行法に基づき業務停止命令等を発出。